

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年8月20日の標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に、18年8月18日の標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月20日
② 平成18年8月18日

平成15年8月及び18年8月にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンライン記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、15年8月20日及び18年8月18日支給の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与支払明細書により、申立人は、平成15年8月20日及び18年8月18日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、源泉徴収簿及び賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、申立期間②は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
328	男		昭和 28 年生		平成 15 年 8 月 20 日	47 万 9,000 円
					平成 18 年 8 月 18 日	48 万 2,000 円
329	男		昭和 36 年生		平成 15 年 8 月 20 日	31 万円
					平成 18 年 8 月 18 日	31 万 7,000 円
330	男		昭和 30 年生		平成 15 年 8 月 20 日	27 万 9,000 円
					平成 18 年 8 月 18 日	29 万円
331	男		昭和 47 年生		平成 15 年 8 月 20 日	20 万 8,000 円
					平成 18 年 8 月 18 日	21 万 8,000 円
332	女		昭和 44 年生		平成 15 年 8 月 20 日	22 万 9,000 円
					平成 18 年 8 月 18 日	24 万 1,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日
② 平成19年8月10日

平成5年4月からA社に継続勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、平成17年12月24日及び19年8月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年3月までの期間、47年7月から48年3月までの期間及び48年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年6月から47年3月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで
③ 昭和48年7月から51年3月まで

昭和49年に離婚した後に、A市役所に相談に行き、国民年金をもらうためにいくら納付しなければならないか確認した。姉夫婦に30万円を借りて納付したが、その記録が無く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は離婚後に姉夫婦から30万円を借りて未納分の国民年金保険料を納付したとしているが、納付したとする金額は、離婚時に実施されていた第2回特例納付及び過年度納付により、さかのぼって納付することが可能であった期間の保険料を納付した場合の金額である約14万円と大きく相違する。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後に第3回特例納付及び過年度納付により数回に分けて未納分を納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付についての記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらったところ、A社に勤務していた時の厚生年金保険加入記録が見当たらない。当時、社長の娘さんと親友であり、勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は亡くなっており、役員は連絡先が不明のほか、同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

また、当時の同僚として名前が挙げられた5人のうち4人については、当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できないことから、当時、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間内である昭和 47 年 5 月 27 日にB区において払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金被保険者期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年ごろから26年5月ごろまで
② 昭和26年10月ごろからの約2年間
③ 昭和32年から33年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社又はB社(申立期間①)、C事業所(申立期間②)及びD社(申立期間③)に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社又はB社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、商業登記簿謄本も確認できない。

また、申立人と同郷で一緒に入社したとする同僚も申立期間における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、同僚は死亡し、事業主の所在も不明であるため、厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C事業所は、昭和24年9月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間における適用事業所としての記録は確認できない。

また、C事業所が適用事業所であった昭和23年1月24日から24年9月24日までの厚生年金保険被保険者名簿において4名の被保険者が確認できるものの、いずれも死亡又は基礎年金番号に未統合で所在が不明である上、申立人が記憶している同僚5名のうち4名は同名簿にも見当たらず、連絡先も不明であり、同名簿で名前が確認できた1名についても死亡していることから、厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

- 3 申立期間③について、申立人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社については、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日からであり、申立期間については適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、記憶している同僚5名の氏名を挙げているが、適用事業所となってからのD社における厚生年金保険被保険者名簿をみても、これらの者の氏名は見当たらない。

さらに、事業所には当時の関係資料は残っていない上、ほかに申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。